

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 鳥取県
農業委員会名： 倉吉市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	2,575	農業就業者数	2,225	認定農業者	148
自給的農家数	973	女性	1,046	基本構想水準到達者	20
販売農家数	1,602	40代以下	123	認定新規就農者	11
主業農家数	255	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	
準主業農家数	354			集落営農経営	16
副業的農家数	993			特定農業団体	
				集落営農組織	16

※ 農林業センサスに基づいて記入。 ※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,640	1,240			3,880
経営耕地面積	2,051	612	501	111	2,663
遊休農地面積	20	30	30		50
農地台帳面積	2,697	1,436	1,387	49	4,133

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	18
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	3
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	9	9	5

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		3, 880ha	1, 288ha
課 題	集落営農組織の法人化、規模拡大農家の設備の充実で農地の集積・流動化は進んでいるが、農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散化等から、農地の確保・有効利用・効率化が十分に図られているとはいえない。農地の面的集積を促進する上で、農地利用集積円滑化団体が十分な調整機能を発揮し利用調整を図る必要がある。特に担い手が少ない地域にあつては早急に対策を講じて利用集積を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1, 295ha (うち新規集積面積 7ha)
	目標設定の考え方: 農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標に基づき、農業委員会では平成31年度末時点における集積目標面積を1,295haと定め、その達成に向け農林課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、農業委員会を中心とした農地の利用集積に係る情報収集と規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者へ対するあつせん活動の強化。 ・農業委員による農地の利用集積に向けた掘り起こし活動(遊休農地意向確認調査の結果を基に農地貸借が可能な農地を確定) ・農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を推進する。 ・農地の面的集積を促進するため、農地利用集積円滑化団体との調整を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	6経営体	2経営体	4経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	2. 6ha	1. 5ha	2. 0ha
課 題	法人等については集落リーダーの不在、合意形成、事務手続き等の難しさがあり、組織化が進まないのが現状である。このため、法人化の意義、メリット等について、対象者別に説明会や戸別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	担い手育成の取組方策について関係機関と調整を行い、農業委員等から意欲のある農業者の情報収集・掘り起こしに努め、農林課と連携し認定の推進活動を実施する。3月発行の農業委員会だよりで、農業経営の魅力発信し、新規参入者の掘り起こしをする。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,930ha	50.3ha	1.28%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要である。遊休農地は条件不立地の場所に多く、高齢化、担い手不足等から年々増加の傾向にあり、解消しても耕作者が見つからないのが現状である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5ha			
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導・担い手へのあっせん活動によって、遊休農地面積の1割程度の解消を目指す。			
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		30人	7月～8月	9月～11月
	調査方法	① 市全域を調査区域とし、目視による遊休農地の実態把握 ② 違反転用農地の早期発見 ③ 調査区域を8地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査 ④ 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査(担当地区農業委員で判断) ⑤ 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査		
		農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
その他	10月～12月	12月～3月		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,880ha	0.4ha
課 題	遊休農地の増加に伴い残土等資材置場になるケースが多く、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。特に、山間部にあつては、地元農業者の目も行き届かないところも多く、違反転用の発見が遅れがちになるため、担当地区委員の日々の監視活動が必要。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

活動計画	○違反転用の発生防止と早期発見に向けた取組 違反転用防止についての啓発活動 (広報誌等で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。) 農地パトロールの一斉実施と担当地区農業委員による日々の点検活動。 ○違反転用の是正指導 違反転用対策委員会の開催 (違反転用者に対して事案調査を行い、原状回復等の是正指導の徹底。)
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入